

● 1 施行令別表第 1 に掲げる防火対象物

項	定義	具体例	備考
(1)	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 ※ 大画面を設けてスポーツ、見せ物、その他興行を観覧させるものは、本項に含まれるものであるが、スポーツバー等専ら飲食の提供が主となるものにあっては、(3)項イ又は(3)項ロに該当するものであること。	寄席、ストリップ劇場 観客席を有する各種競技施設（野球場、サッカー場、テニス場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、拳闘場、体育館等）	1 火災予防上の特徴は、音、光等を外部から伝えにくい環境下で多数の不案内の者が大空間又は開口部が少ない空間に密集して集合し、同時に多数の者が催事において一斉に入退場することにより、避難に支障が生じやすいことである。 2 本項の防火対象物は、不特定の者が当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。 3 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 4 専ら使用者や競技者並びにその関係者が使用する席は観覧席には該当しない。 5 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取扱わないものであること。 6 映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものが該当する。 なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。 7 本項の適用にあたっては、興行場法の適用にかかわらず、上記火災予防上の特徴を勘案することが必要であり、冠婚葬祭や会議等を行うことを主な目的とした施設において同様の火災予防上の特徴を有するものも本項又は令別表第 1（以下この表において同じ。）(1)項ロに含むものである。 8 (1)項ロとの相違点は、本項は興行を観戦・観覧等をするものであり、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見世物等を行うことを主な目的としている点である。
	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、町内会集会場、結婚式場、セレモニーホール、葬儀・葬祭場、児童館（放課後一定時間特定の児童を収容する施設を除く。）、地域の茶の間	1 火災予防上の特徴は、(1)項イと同様であるが、音、光等の環境における火災危険性が(1)項イより低いことである。 2 (1)項イ以外のものであって、多数の利用者に対し講演や集会等を行うことを主な目的としているものである。

項	定義	具体例	備考
	イ 1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が火災時の注意喚起が伝わりにくい状況の中で滞在して利用することにより、火災の旨が伝達しがたく、また、避難に支障が生じやすいことである。 2 本項は、客席で利用者を接待し又は利用者に遊興をさせ、同時に利用者に飲食を提供することを目的とする施設で、(3)項イに該当しないものを指すものである。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 4 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2)	ロ 1 遊戯場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、ビリヤード場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教室(ダンスホールにも使用するものに限る。)、他の遊戯施設を併設するパティンニングセンター及び屋内スケート場、遊興目的の卓球台を設けたもの、	1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様である。 2 専ら利用者に遊興させることを目的とした設備がある施設で、(2)項ハ、ニに該当しないものを指す。 3 遊戯場で行う競技は、娯楽性の高い競技であること。 4 ダンスホールの踊場は、概ね100㎡以上であること。 5 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。 6 一のカラオケ施設のうち複数の個室を有するものは、(2)項ニとして取扱うものであること。

項	定義	具体例	備考
(2)	ハ 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 (5) 項に規定する「性風俗関連特殊営業」とは、次の (1) から (4) までに掲げるもののいずれかに該当するものをいう。 (1) 店舗型性風俗特殊営業（風営法第 2 条第 (6) 項に規定するもの） (2) 無店舗型性風俗特殊営業（風営法第 2 条第 (7) 項に規定するもの） (3) 映像送信型性風俗特殊営業（風営法第 2 条第 (8) 項に規定するもの） (4) 無店舗型電話異性紹介営業（風営法第 2 条第 (10) 項に規定するもの） 2 1 に掲げるもののうち、(2) 項ハに規定する「性風俗関連特殊営業を営む店舗」とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり、原則的に 1 (1) に掲げる店舗型性風俗特殊営業がこれに該当し、次の (1) から (3) までに掲げるもののいずれかに該当するものをいうものであること。 (1) 個室を設け、当該個室において異性の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（アに該当する営業を除く。）（風営法第 2 条第 (6) 項第 2 号に規定するもの） (2) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 (1) 項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次のア及びイに掲げる風営法施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第 2 条第 (6) 項第 3 号に規定するもの） ア 個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号に規定するもの） イ 個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 2 号に規定するもの） (3) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗や異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SM クラブ、出会い系喫茶 ヌードスタジオ のぞき劇場 セリクラ 同性の客に役務の提供を行うファッションヘルス等	1 火災予防上の特徴は、(2) 項イと同様である。 2 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9) 項イ）、ストリップ劇場（(1) 項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5) 項イ）、アダルトショップ（(4) 項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ店（(2) 項ニ）、キャバレー（(2) 項イ）、待合（(3) 項イ）等、既に (1) 項から (14) 項までに掲げる各用途に分類されているものについては、(2) 項ハとして取扱わないものであること。 3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が (2) 項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。 4 具体例の中の多くは、用語の定義がなく、世間一般に通用している俗称を用いているため、用途の判定に当たっては名称のみで判定することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があること。

項	定義	具体例	備考
(2)	ニ 1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗(風営法第2条第(9)項に規定するもの) 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。(風営法第2条第(9)項に規定するもの) (3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場(風営法第2条第1号)	カラオケ店 インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ店	1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様であるが、独立性が高い個室によりその火災予防上の危険性が特に高くなっているものである。 2 本項は、主として遊興のための設備がある独立性の高い個室により構成される施設である。 3 一つの防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一つの防火対象物に当該個室が一つしかないものは含まれない。ただし、一つの個室テナントの中に、さらに防音設備等のある個室を設けた場合は、含まれるものとする。 4 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出する必要があるが、(2)項ニに該当するための要件はあくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。 5 具体例の中の多くは、用語の定義がなく、世間一般に通用している俗称を用いているため、用途の判定に当たっては名称のみで判定することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があること。
(3)	イ 1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。 ロ 飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	茶屋、料亭、割烹 喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、農家レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス	1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様である。 2 本項は、主として和式の客席において従業員又は招致、斡旋した芸妓等が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせることを目的とした施設を指すものである。 1 火災予防上の特徴は、(2)項イと同様である。 2 本項は、専ら飲食を提供することを目的とした施設を指すものである。 3 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 4 ライブハウスとは、客席(すべての席を立見とした場合を含む。)を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。

項	定義	具体例	備考
(4)	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	乾物店、衣料店、洋服店、家具店、魚店、肉店、米店、パン店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋・調剤薬局、卸売専業店舗、スーパーマーケット、自動車販売店、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、ホームセンター、リサイクル店、レンタル店	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が利用しており、かつ、大量の物品が流動・保管されることで、当該物品に起因する火災等が発生した場合に火災が拡大しやすいこと及び当該火災の影響により避難に支障を生じやすいことにある。 2 本項のうち、物品販売店舗には、物品の普及、販売等を行うことを主な目的として物品を陳列し、当該陳列部分に利用者が立ち入るものが該当し、また、展示場には、これらを主な目的として物品を展示し、当該部分に利用者が立入るものが該当する。 3 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 4 店内で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5)	イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいい、複数人が共同で所有する宿泊所で、その各所有者の専有部分が特定されておらず、利用には予約が必要で、所有者以外のものであっても利用券等により宿泊できるものも含まれる。 4 不特定多数の者を1月未満の短期間で日割りにより宿泊させるものは、本項に該当するものであること。	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター 1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が就寝することである。 2 本項は、多数の不案内の者を就寝させることを主な目的とする施設であって、(6)項に該当するもの以外のものを指すものである。 3 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 4 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 5 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。

項	定義	具体例	備考
(5)	イ		6 (5) 項イ「その他これらに類するもの」の取扱いについて (1) (5) 項イ「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、実際に宿泊が可能であるかどうか立入検査等により状況を確認することになるが、次のアからエまでに掲げる条件等を勘案する必要があること。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、蒲団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。 (2) (6) 項イ（病院、診療所又は助産所）、同項ロ（老人福祉施設、有料老人ホーム等）、(9) 項イ（蒸気浴場、熱気浴場等）、(11) 項（神社、寺院、教会等）は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、(5) 項イが対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから、原則として(5) 項イに掲げる防火対象物としては取扱わないこと。ただし、寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、(5) 項イとして取扱うべき場合もあること。

項		定義	具体例	備考
(5)	ロ	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	寮、事業所専用の研修のための宿泊所 小規模住居型児童養育事業施設（ファミリーホーム） 【児童福祉法第27条第1項第3号】 児童自立生活援助事業施設（自立援助ホーム） 【児童福祉法第33条の6第1項】	1 火災予防上の特徴は、多数の者が就寝することである。 2 本項は、主な利用者が、当該防火対象物の防火に関し必要な業務の主体となり得る点で(5)項イと、医療、介護等のサービスの享受を期待しない点で(6)項とそれぞれ異なる。 3 専ら乳幼児を業として養育する小規模住居型児童養育事業施設は(6)項ロ又は(6)項ハに該当するものであること。 4 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 5 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋（別表外）であり、共同住宅として取扱わないものであること。 6 長屋部分がある共同住宅は、全体が共同住宅であること。
		次のいずれにも該当する避難のために患者の介助が必要な病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして、総務省令で定めるものを除く。） 1 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める13診療科名（産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、歯科、肛門外科、泌尿器科、小児科、乳腺外科、形成外科、美容外科）以外の診療科名をいう。）を有すること。 2 医療法第7条第2項に規定する療養病床又は一般病床を有すること。		
		次のいずれにも該当する避難のために患者の介助が必要な診療所 1 診療科名中に特定診療科名を有すること。 2 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。		
		1 病院（(1)に掲げるものを除く。） 2 有床診療所（(2)に掲げるものを除く。） 3 有床助産所 ※ 特定診療科名以外の診療科名については、規則第5条第4項第1号及び第3号に規定する13診療科名のほか、同項第2号及び第4号の規定により同13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること。ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当するものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項で、これら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科を組み合わせたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科（特定診療科名に該当）及び肛門外科であること。）として取り扱うこと。		
(6)	イ	1 無床診療所 2 無床助産所	医院 クリニック 介護医療院	1 火災予防上の特徴は、利用者が怪我、病気、分娩等の事由により治療や助産が必要な身体不自由の状態にあり、避難への影響があり得る状態であることである。 2 本項は、患者に対して医療行為を行うことを主な目的とする施設を指すものである。 3 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、診療行為を行うとしても本項に含まれないものであること。（(15)項として取扱う。） 4 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所（整骨院・接骨院）、治療院等の医療類似行為を行う施設は、入院施設があっても本項に含まれない。（(15)項として取扱う。） 5 医療法第7条第2項の規定による精神病床、感染病床及び結核病床のみの場合は、「避難のために患者の介助が必要な病院」には該当しない。 6 「病床数」とは、医療法第7条第2項に規定する病床数をいい、産科等で専ら医療行為を提供しない新生児用の保育器・ベッドは病床数には含まれないものであること。 7 同一の防火対象物に(6)項イ(1)と同項イ(4)の用途が存するものは、(16)項イの防火対象物ではなく、(6)項イ(1)と同項イ(4)の用途部分が存する(6)項イ単項の防火対象物であること。ただし、(1)又は(4)の各用途部分は、それぞれの面積に応じた消防用設備等を設置しなければならないものであること。（(6)項ロ及びハの括弧による分類も同様の取り扱いであること。）

項	定義	具体例	備考
1 (6)項ロ・(6)項ハの判定については、下記のほか本表末尾の判定表を参考とすること。 2 高齢者に対する住環境を整備し、単に高齢者の入居を対象としたシルバーマンション、高賃貸共同住宅、サービス付き高齢者向け住宅等は、(5)項ロに該当するものであるが、共有部分において介護サービスの提供をするものは、高齢者福祉施設として(6)項ロ又は(6)項ハに該当するものであること。又、(6)項ハに分類される施設であっても入居・宿泊を伴う施設（(6)項ハ中具体例欄の下線の施設）があることから、用途判定については届出の有無や名称のみで判断せず、営業形態、サービス内容、サービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断し、判定する必要があることは、従来から変わるものでないこと。（平成 21 年消防予第 131 号） ◇2 平成 26 年 1 月 1 日一部改訂 3 「避難が困難な要介護者」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が要介護 3 から 5 の者をいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 4 「避難が困難な障がい者」とは、障害支援区分 4 から 6 の者をいい、障害支援区分の認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害程度が重い（自力避難が困難と認められるもの）と認められた場合は、当該者を障害支援区分 4 から 6 の者とみなして判断すること。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 5 避難が困難な要介護者を「主として」入居させるものとは、避難が困難な要介護者居室の定員の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 6 避難が困難な要介護者を「主として」宿泊させるものとは、宿泊サービス利用者の半数以上が避難が困難な要介護者のものをいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行 7 避難が困難な障がい者を「主として」入所させるものとは、避難が困難な障がい者の割合が入所者の定員の 8 割以上のものをいう。 ◇平成 27 年 4 月 1 日施行			
(6)	ロ	(1)	短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 軽費老人ホームとは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外の施設において、60 歳以上の者で、身寄りのない者、家庭の事情により家族との同居が難しい者を、無料又は低額な料金で、入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）をいう。 有料老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 介護老人保健施設とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 老人短期入所施設 【老人福祉法第 20 条の 3】 養護老人ホーム 【老人福祉法第 20 条の 4】 特別養護老人ホーム 【老人福祉法第 20 条の 5】 軽費老人ホーム 【老人福祉法第 20 条の 6】 有料老人ホーム 【老人福祉法第 29 条第 1 項】 1 火災予防上の特徴は、身体不自由又は状況判断困難な者が就寝することにある。 2 本項は、(6)項イに該当しないもののうち、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供・支援し、就寝を伴い、かつ、自力避難の困難な者が多数となる施設である。 ・軽費老人ホーム(A型・B型) ・軽費老人ホーム(ケアハウス)

項			定義	具体例	備考
(6)	ロ	(1)	介護老人保健施設とは、要介護者（疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 〔※ 老人保健法の規定は、介護保健法施行法（平成 9 年法律第 124 号）により削除され、平成 12 年 4 月 1 日時点で現に存する老人保健施設は、介護老人保健施設と見なされることとされた。〕 老人短期入所事業とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第(1)項第 3 号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう。 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で、主に通所により機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊できることもできる施設（避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させるものに限る。）をいう。 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、要介護者であって、認知症であるものについて、その共同生活を営むべく住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設をいう。 老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イは除く。）（主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る。）	介護老人保健施設（老人保健施設） 【介護保険法第 8 条第 28 項】 老人短期入所事業を行う施設 【老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項】 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 【老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項】 認知症高齢者グループホーム 【老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項】	介護保健法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に定める介護老人保健施設（寝たきり、又は認知症高齢者などに、看護・介護、リハビリテーション、その他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設）をいう。 前述の老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外の施設において、老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項に定める老人短期入所事業を行うものをいう。 グループホームとは、概ね 65 歳以上の中程度の認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるよう支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする施設をいう。
		(2)	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障がいがあるため独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。	救護施設 【生活保護法第 38 条第 2 項】	
		(3)	乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。	乳児院 【児童福祉法第 37 条】	

項			定義	具体例	備考
(6)	ロ	(4)	障害児入所施設とは、障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与の支援を行う施設で、医療型障害児入所施設にあっては、併せて治療の支援も行うものをいう。	障害児入所施設 【児童福祉法第 42 条】	1 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を支援する施設 2 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与の支援及び治療の支援をする施設
		(5)	障害者支援施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）とは、障がい者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。 身体障害者社会参加支援施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）とは、身体障がい者を入所させ、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を入所させて、身体障がい者を援助し、その更生に必要な治療又は指導、訓練を行う施設（補装具制作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）をいう。 障がい者の短期入所施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 共同生活援助とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の共同生活援助を行う施設（主として避難が困難な障がい者を入所させるものに限る。）をいう	障害者支援施設 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下◇防火対象物において「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項】 身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法第 31 条】 障がい者短期入所施設 【障害者総合支援法第 5 条第 8 項】 障がい者ケア（グループ）ホーム 【障害者総合支援法第 5 条第 17 項】	短期入所とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行なう施設をいう。
	ハ	(1)	老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある者（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。	老人デイサービスセンター 【老人福祉法第 20 条の 2 の 2】	1 火災予防上の特徴は、身体不自由又は状況判断困難な者が利用することにある。 2 本項は、(6)項イ・ロに該当しないもののうち、介護等のサービスの提供・支援があるものが該当する。 デイサービスであっても介護を伴う宿泊サービスを提供するものは(6)項ロに該当するものであること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(1)	軽費老人ホームとは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外の施設において、60歳以上の者で、身寄りのない者、家庭の事情により家族との同居が難しい者を、無料又は低額な料金で、入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。	軽費老人ホーム 【老人福祉法第20条の6】 老人福祉センター 【老人福祉法第20条の7】 老人憩いの家（老人福祉センターに該当するものを除く。）	・軽費老人ホーム（A型・B型） ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・主として避難が困難な要介護者を入居させるものは(6)項口であること。
			老人介護支援センターは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。	老人介護支援センター 【老人福祉法第20条の7の2】	
			有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与することを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護に必要な支援を行う施設をいう。	有料老人ホーム 【老人福祉法第29条第(1)項】 老人デイサービス事業所 【老人福祉法第5条の2第3項】	主として要介護状態にある者を入居させるものは(6)項口であること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(1)	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で、主に通所により機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊できることもできる施設をいう。 高齢者に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに該当するものは除く。）	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 【老人福祉法第5条の2第5項】	主として避難が困難な要介護者を入居・宿泊させるものは(6)項ロであること。
		(2)	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設をいう。	更生施設 【生活保護法第38条第3項】	
		(3)	助産施設とは、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、地方公共団体の認可・無認可を問わない。 児童養護施設とは、保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。	助産施設 【児童福祉法第36条】 保育園、乳児園 【児童福祉法第39条】 認定こども園（幼保連携型に限る。） 【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下◇防火対象物において「認定こども園法」という。）第2条第6項】 児童養護施設 【児童福祉法第41条】 児童自立支援施設 【児童福祉法第44条】	・第1種助産施設：医療法(昭和23年法律第205号)の病院である助産施設をいう。 ・第2種助産施設：医療法の助産所である助産施設をいう。 ・託児所等が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有・無(平成13年消防予第127号)、乳幼児数、保育数にかかわらず保育所に含む。 ・保育所と幼稚園を同一棟において独立して併設する認定こども園であって、かつ、それぞれの用途部分が防火上有効に区画されているものは保育所部分及び幼稚園部分の面積(共用部分は按分)により用途を判定すること。 小規模住居型児童養育事業施設（専ら乳幼児を収容する施設を除く。）は(5)項ロであること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(3)	児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 一時預かり施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、業として一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。 家庭的保育施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が保育に該当する児童と認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、業として家庭的保育者による保育を行う事業をいう。 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設（(6)項口を除く。） 業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口及び前記保育所を除く。）	児童家庭支援センター 【児童福祉法第44条の2】 児童一時預かり施設 【児童福祉法第6条の3第7項】 家庭的保育事業施設 【児童福祉法第6条の3第9項】 ベビーホテル、託児所 事業所内保育所（上記保育施設は除く。）	育児の不安の相談指導、子育てサークルの育成・支援、保育資源の情報提供、家庭保育者への支援を行う「子育て支援センター」（平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知で規定する事業）は15項であること。ただし、同施設において延長保育、乳児保育等を行うものは(6)項ハであること。 家庭的保育者とは、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認める者をいう。 個人の住宅において、当該住宅の乳児・幼児にのみ保育事業を提供する「居宅訪問型保育」を行うものは、原則として専用住宅であること。 認可、届出の有無を問わず保育を提供するものが該当する。
		(4)	児童発達支援センターとは、障がい児を通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 児童発達支援を行う施設とは、障がい児を厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターを除く。）に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	児童発達支援センター 【児童福祉法第43条】 児童心理治療施設 【児童福祉法第43条の2】 児童発達支援を行う施設 【児童福祉法第6条の2の2第2項】	・福祉型児童発達支援センター：保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応訓練の支援をする施設 ・医療型児童発達支援センター：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応訓練の支援及び治療の支援をする施設 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(4)	放課後等デイサービスを行う施設とは、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流推進その他の便宜を通所により提供する施設をいう	放課後等デイサービスを行う施設 【児童福祉法第6条の2の2第4項】	
		(5)	身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 障害者支援施設とは、障がい者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。 地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作活動又は生産活動の機会、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 福祉ホームとは、現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 生活介護を行う施設とは、主として昼間に障がい者に対して、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活に必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。 短期入所を行う施設とは、障がい者に対して、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。 自立訓練を行う施設とは、障がい者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障がい者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	身体障害者福祉センター 【身体障害者福祉法第31条】 障害者支援施設 (主として障がいの程度が重い者を入所させるものを除く。) 【障害者総合支援法第5条第11項】 障がい者地域活動支援センター 【障害者総合支援法第5条第27項】 福祉ホーム 【障害者総合支援法第5条第28項】 障がい者に対して生活介護を行う施設 【障害者総合支援法第5条第7項】 障がい者に対して短期入所を行う施設 【障害者総合支援法第5条第8項】 障がい者に対して自立訓練を行う施設 【障害者総合支援法第5条第12項】 障がい者に対して就労移行支援を行う施設 【障害者総合支援法第5条第13項】 障がい者に対して就労継続支援を行う施設 【障害者総合支援法第5条第14項】	・身体障害者福祉センター(A・B型) ・在宅障害者デイサービス施設 ・障害者更生センター 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。 主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項口であること。

項			定義	具体例	備考
(6)	ハ	(5)	共同生活援助を行う施設とは、障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	障がい者に対して共同生活援助を行う施設 【障害者総合支援法第5条第17項】	主として避難が困難な障がい者を入所させるものは(6)項ロであること。
	ニ	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、盲・聾・養護学校を含む障がい種別を超えた幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。	幼稚園 【学校教育法第77条】 認定こども園（幼稚園部分に限る。） 【認定こども園法第3条第1項】 特別支援学校 【学校教育法第72条】	1 火災予防上の特徴は、(6)項ハと同様であるが、自力避難困難で介助が必要な者の利用が(6)項ハより少ないことである。 2 本項は、幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者に対する教育を行うもので、(6)項ハに該当しないものである。 3 幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育・教育を目的として設けられた施設であること。 4 幼稚園と保育所を同一棟において一体で併設する認定こども園は、幼稚園部分及び保育所部分の面積（共用部分は按分）により用途を判定すること。	
(7)		1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 4 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 6 大学とは、学芸の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 7 専修学校とは、学校教育法第82条の2で規定する職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 8 義務教育学校とは、小学校から中学校までの教育を一環して行う学校をいう。（平成28年4月1日施行） 9 各種学校とは、学校教育法第83条で規定する前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。（昭和48年消防令第42号）	農業大学校、水産大学校、海技大学校、航空大学校、航空保安大学校、海員学校 理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、各種調理師学校、まんが学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、機能訓練学校、職業訓練校、技能開発センター進学予備校、学習塾 消防大学校、自治大学校、消防学校、警察学校、警察大学校、自衛隊学校、海上保安学校、建設大学校、防衛大学校、防衛医科大学校	1 火災予防上の特徴は、多数の者が学習に用いる室を同時に利用することによる避難上の火災危険性があることである。 2 本項は、学校教育法上の学校の他、職業訓練、資格・免許取得、趣味・教養・学習等のため利用者を集合させて教育を行うもので(6)項ニ以外のものである。 3 学業以外の就寝を伴う寮部分は(5)項ロであること。 4 利用者に対して一定の統制ができる点で(1)項と異なる。 5 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 6 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年末満）であり、校舎面積が原則として110㎡以上とされている。	

項		定義	具体例	備考
(7)				7 各種学校の要件(昭和31年文部省令第31号各種学校規定) (1) 教員は3人以上 (2) 校舎の面積 115.7㎡以上 (3) 同時受講可能生徒 40人以下
(8)		1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	資料館、記念館、民族資料館、郷土資料館、自然歴史館、自然科学博物館、歴史保存館、ビジターセンター、画廊（専ら店頭で物品を販売するものは(4)項）、絵画・写真・生花等の発表会場	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内の者が利用しており、かつ、大量の物品が保管されることにある。 2 本項は、物品を鑑賞、観覧、閲覧することを主な目的としたものを指す。不特定多数の者の利用が見込まれる点で(14)項と、物品販売等を主な目的としない点で(4)項と異なる。
(9)	イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。	ソーブランド、岩盤浴、陶板浴、蒸風呂、	1 火災予防上の特徴は、音、光等を外部から伝えにくい環境下で多数の不案内な者が裸体で利用することによる避難困難性を持ち、かつ、蒸気又は熱気を用いる点にある。 2 本項は、公衆浴場法の適用にかかわらず、主として蒸気又は熱気を用いて入浴させる浴場を営業しているものである。
(9)	ロ	(9)項イに掲げる蒸気浴場等以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、米ぬか浴	1 火災予防上の特徴は、多数の不案内な者が裸体で利用することによる避難困難性を持つ点にある。 2 本項は、(9)項イに該当するもの以外であって、入浴することを主な目的としたものである。 3 公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるもので、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。

項		定義	具体例	備考
(9)	ロ			4 主として地域の住民を対象とした公衆浴場であって、一部に蒸気、熱気浴場を併設するものは(9)項ロに含まれるものであること。
(10)		1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		1 火災予防上の特徴は、多数の不案内な者が、一時的に利用することにある。 2 本項は、旅客の乗降又は待合を主な目的とし、利用者の利便のための一定規模の物販や食堂を含む施設である。
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 火災予防上の特徴は、多数の者が利用することにある。 2 本項は、主として礼拝や宗教的儀式を目的としたものを指す。 3 宗教法人が運営するものであっても、主な目的によっては他の用途（結婚式場等）となることもある。 4 檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者も対象とした結婚式又は結婚披露宴が主たる用途の場合は、(1)項ロであること。
(12)	イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。	給食センター、印刷工場、自動車修理工場、荷捌き場（倉庫から独立して使用されるものに限る。）	1 火災予防上の特徴は、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体をすることにより、不慮の火災の発生が生じやすく、一旦火災が発生した場合に火災が拡大しやすいことにある。 2 本項は、製造・加工等により物の性質、性能、外形を変化させることを主たる目的としたものである。 3 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。 4 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。 5 個人経営の農家による作業場は農舎であり、別表外であること。

項		定義	具体例	備考
(12)	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ映像若しくはそれらの記録媒体を作成する施設をいう。		1 火災予防上の特徴は、(12)項イと同様である他、撮影を行う開口部が少ない空間に大道具、小道具等の多量の可燃物が存することにある。 2 本項は、映画、テレビの撮影を行い、映像の記録媒体を作成又は編集する施設を指す。 3 ラジオスタジオは、(15)項に該当する。
(13)	イ	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納するものをいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。	バイク駐輪場、土木作業車保管庫	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		1 火災予防上の特徴は、多量の燃料を積載した自走する機械が長時間所在することにある。 2 本項は、航空機を格納することを目的とした施設である。
(14)		倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。	定温倉庫、低温倉庫、配送センター倉庫、ジェットスキー保管庫、ヨット保管庫、製品保管庫	1 火災予防上の特徴は、多量の物品が保管することにある。 2 本項は、多数の不案内な者が利用することを主な目的とする（4）項又は（8）項とは異なり、専ら物品の保管を目的とした施設である。 3 倉庫を管理する事務所部分の面積がその倉庫部分の面積に満たない場合は、事務所部分も含めて倉庫であること。 4 宅配便事業者の配送品を一時保管する集配センター、トラクターミナル等は、付随する荷捌場を含め本項であること。

項	定義	具体例	備考
(15)	その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、公衆便所、東屋、排水機場、保健所、刑務所、ごみ処理場、卸売市場、と殺場、火葬場、納骨堂、学童保育クラブ（ひまわりクラブ等放課後の一定時間特定の児童を収容する施設）、採血センター、職業訓練所、領事館 銀行、質屋・貴金属買取店（販売を伴わないものに限る。）、証券取引所、商品取引所、事務所、研修所（宿泊施設部分は(5)項ロ） 発電所、変電所、電報電話局、電波中継局、コンテナ型データセンター、郵便局、新聞社、ラジオスタジオ 場外馬券売場、新聞販売所、クリーニング店（取次ぎ店に限る。）、コインランドリー 体育館、ゴルフ練習場、バッティングセンター、屋内ゲートボール場、屋内プール、屋内スケート場、屋内スキー場、ミニゴルフ場、テニスコート、スポーツクラブ等（宿泊施設部分は(5)項イ） 水族館、動物園 動物病院、はり灸院、整骨院・接骨院、エステ、日焼けサロン 車検場、理容室、美容室、写真館 自動車教習所、学校の形態を有していない「学習塾、各種舞踊教室、着付け教室、料理教室、スイミングスクール、生花教室、書道教室、各種音楽教室等」 養鶏場、鶏卵場、畜舎、厩舎、温室 モデル住宅、レンタルルーム（(2)項ハ又は(5)項イに該当するものは除く。） 駐輪場、鉄道車両庫	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 体育館、動物園等であっても観覧席（使用者や競技者並びにその関係者が使用するものは該当しない。）を設けて不特定の者に観戦や観覧等をさせるものは、観覧場(1)項イ又はその部分であること。 4 飲食等を伴わないレンタルルーム（(2)項ハまたは(5)項イに該当しないものに限る。）は、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドー的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当するものであること。 6 ゴルフ練習場、バッティングセンターであっても、仮想の画面に向かって打ち込む等娯楽性の高いものは遊技場であること。 7 各種学校の要件（(7)項備考参照）を満たさない一般算盤塾、学習塾、書道教室、パソコン教室、お料理教室、着付け教室等個人教授又は個人の趣味に係わる業務に該当するもの 8 官庁、会社等の専ら従業員等の関係者を対象とする研修所は(15)項に該当する。 9 場外投票券（通称：馬券、車券、舟券等）売場であっても、客席及びモニターを設け観戦・観覧等をする場合は(1)項イに該当するものであること。

項		定義	備考
(16)	イ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ及び(16)の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。	
	ロ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ及び(16)の2)項を除く。）の用途を含まないものをいう。	
(16の2)		地下街	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。
(16の3)		準地下街	準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は、当該距離）以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基令第 123 条第(3)項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。

項	定義	備考
(17)	本項の防火対象物は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。 6 本項の防火対象物は、建築物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 7 (1) 項から(16) 項に該当する防火対象物が本項であるときは、本項で必要な消防用設備等のほかに(1) 項から(16) 項の用途に必要な消防用設備等の設置も必要であること。
(18)	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。
(19)	本項は、市長の指定する山林をいう。	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒地が含まれるものであること。

項	定義	備考
(20)	舟車	- 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 - 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの - 係船中の船舶 - 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 - 船舶安全法第 32 条によって同法第 2 条第 1 項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 20t 未満の漁船は、12 海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。専ら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの。（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号）） - 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 - 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 - 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 - 軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 - 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 - 火薬類（火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） - 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） - 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） - 放射性物質等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）若しくは同第 9 条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第 30 条の規定により運送する場合に使用する自動車 - 乗車定員 11 人以上の自動車 - 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 - 幼児専用車 - 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車

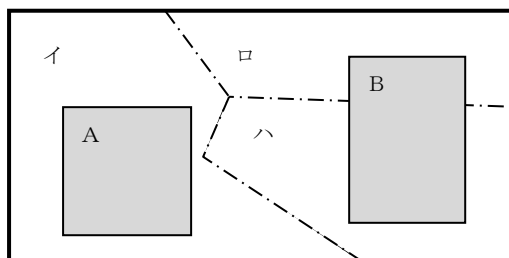
● 2 防火対象物の取扱いの基本事項

- (1) 同一項がイ、ロ、ハ等の号に分かれているときは、その号ごとに判定し、同一項であっても複数の当該号が存するときは複合用途防火対象物であること。☆
- (2) 時間帯によって使用実態が異なる場合は、主として使用される用途によって判定すること。
なお、その場合において主として使用する用途以外に使用する時間が連続して2時間以上であって、かつ、年間にわたり継続して使用する場合は、消防用設備等については、その用途についても満たすように設置が必要であること。☆
- (3) (1)項から(16)項に該当する防火対象物又はその部分が(17)項であるときは、(17)項で必要な消防用設備等のほかに(1)項から(16)項の用途に必要な消防用設備等の設置も必要であること。 ☆

● 3 41号通知の取扱い

昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号通知「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」（以下「41号通知」という。）の運用及びその他防火対象物の取扱いは、次によること。

- (1) 41号通知1の「主たる用途に供される部分」とは、その防火対象物又はその部分の用途として機能上なくてはならない用途であり、一般的に従属する部分よりも大きい部分をいう。 ☆
- (2) 同一敷地内（公道、河川、公園等により分断されていない連続した敷地をいう。又、敷地が分筆されていても、連続している用途上切り離せない一団の土地である場合は、同一の敷地として取扱うものであること。）に存する2以上の防火対象物は原則として1の棟ごとに用途を判定すること。ただし、病院とその病院の医師が宿直する当直室が別棟である場合にあっては、その当直棟は病院であると判定することを妨げない。また、病院の医師、看護師等が勤務時間外に利用する寄宿舍、職員寮は、独立した用途（(5)項ロ）であること。 ☆



用途上不可分な連続した土地は、敷地イ、ロ及びハが分筆されていても連続した同一の敷地として取扱う。

- (3) 41号通知2(3)の「おおむね等しい」とは、「±2.5%以内のもの」であること。
- (4) 複合用途対象物で、非特定用途部分の面積が延べ面積の90%以上、かつ、特定用途部分の面積が300㎡未満である場合は、(16)項ロの防火対象物であること。この場合において、特定用途部分の消防用設備は、非特定用途部分の用途として面積を算入して（非特定部分の用途が複数あるときは、特定用途部分の面積をそれぞれの面積で按分して算入する。）設置する。 ☆
- (5) 41号通知1(2)の規定（主たる用途が90%以上、かつ、その他の部分が300㎡未満の場合は、その他の部分は主たる用途に従属する部分）は、その他の部分が(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)、同項ロ、同項ハ（入居又は宿泊させるものに限る。）及び(17)項に掲げる用途に供される場合には適用されない。 ★

(6) 別表（主たる用途と従属する部分） ☆

区分	イ（主たる用途）	ロ（従属用途）
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー切符売場、出演者控室、大道具・小道具、衣装部部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2) 項ニ	遊技室、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3) 項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物室、写真室、遊戯室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療場、集会室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、リネン室	娛樂室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療場、集会室
(5) 項ロ	居室、寢室、厨房、食堂、教養室、休憩室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6) 項ロ	居室、集合室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店

(6) 項ハ	居室、集合室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、遊技室、休養室、講堂、職員室、体育館	売店
(6) 項ニ	教室、職員室、遊戯室、休養室、講堂、厨房、体育館	売店
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書館、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保管室	食堂、売店
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー室、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、講堂、ホール	食堂、売店
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15) 項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

(7) 41号通知2において、一般住宅の用に供される部分と施行令別表第1に掲げる防火対象物の部分について共有する部分がある場合は、当該共有部分をそれぞれの専有床面積で按分して求めた面積を当該専有面積に合計したもので判定すること。 ☆

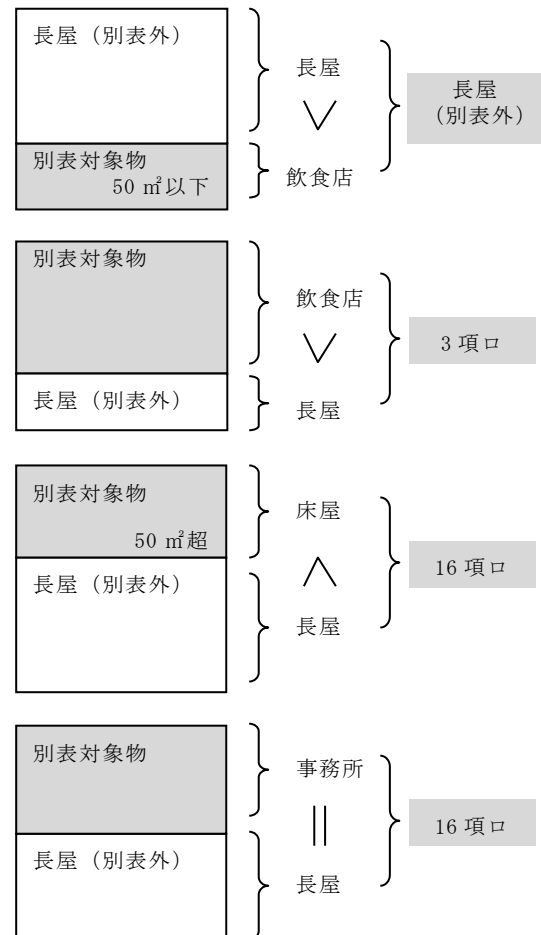
● 4 特殊な建築物等の用途

(1) 住宅に付随する車庫等

個人の住宅に付随する専用車庫、物置、農機具置き場等で個人の利用に供されるものにあつては、別表外として取扱って支障ないものであること。 ☆

(2) 複数の住戸が開口部のない壁、床、屋根以外の共有部分を有しないものは、「長屋」であり、別表外の取扱いとなるが、他の別表対象物と混在する場合は、その部分については専用住宅（別表外）と同じに取扱うものであること。ただし、共同住宅と長屋が混在（割合は問わない。）するものは、全体が共同住宅であること。

例



● 5 防災対象物品

カーテン等は、下げ丈が概ね1 m以上のものを防災対象物品とする。